

2009年12月16日

## 「次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主」の2度目の認定について

当社は、2009年11月26日付で東京労働局長より、次世代育成支援対策推進法第13条に基づく「基準適合一般事業主」に認定されました。2007年10月3日付の認定に続き、2度目の認定となります。

少子化問題が深刻となり、企業による仕事と家庭の両立支援が求められています。

2005年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」では、企業が策定した一般事業主行動計画を実施し、一定の基準を満たす場合、都道府県労働局長より認定を受けることができる旨、定められております。

当社は、第1期行動計画(2005年11月～2007年10月)において、育児短時間勤務制度の対象者の拡大、男性従業員の育児休暇取得などの取り組みを推進した結果、2007年10月に「基準適合一般事業主」に認定され、次世代認定マーク「くるみん」を取得いたしました。

そして、第2期行動計画(2007年11月～2009年10月)においても、さらに両立支援への取り組みを充実させるべく、妻の出産に対する有給休暇制度の拡大や長期休暇の取得促進などの施策を実施し、この度、2度目の認定に至りました。



現在、第3期行動計画(2009年11月～2012年10月)を実行に移しており、当社は今後も、子どもが健やかに生み育てられる明るく、優しく、そして温かい未来を目指し、仕事と家庭の両立を実現できる企業としての取り組みを進めてまいります。

(ご参考)

・当社の両立支援への取り組みや計画について

【両立支援のひろば】 <http://www.ryouritsushien.jp/index.php>

・「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」について

【厚生労働省ホームページ】 <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

以上